

知立市予定価格の事前公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事関係委託」という。）の入札契約手続の公正の確保及び透明性の向上を図るため、予定価格の事前公表（以下「事前公表」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 この要領の規定による事前公表は、設計価格が130万円を超える工事及び50万円を超える工事関係委託であつて競争入札に付するものとする。

(事前公表の方法)

第3条 事前公表の方法は、一般競争入札においては入札公告に記載し、指名競争入札においては指名競争入札通知書に予定価格を記載するとともに、入札等案件調書にも記載し、閲覧の用に供する。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、一般競争入札は公告の時とし、指名競争入札は指名通知時とする。

(積算内訳書の提出)

第5条 入札者は、工事及び工事関係委託の入札時に、当該工事及び工事関係委託の積算内訳書を提出するものとする。

(入札の無効)

第6条 知立市契約規則（昭和60年知立市規則第8号。以下「契約規則」という。）

第12条及び知立市入札者心得書（以下「心得書」という。）第14条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 事前公表をした予定価格を超える入札
- (2) 積算内訳書を提出しない入札
- (3) 積算内訳書と金額、名称等が異なる入札

(4) 特記があるもの以外で総額1,000円以上の値引きが記載されている積算内訳書を提出した者の入札

(5) 積算内訳書の記載事項に誤りがあり、検算によって積算金額が確認できない入札

(契約規則等の特例)

第7条 契約規則第13条及び知立市工事施行に関する事務取扱要領（昭和60年4月1日施行）第13条の規定にかかわらず、予定価格を記載した予定価格書は、封入することを要しない。ただし、知立市低入札価格調査等実施要綱第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する低入札調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格を設定した場合はこの限りでない。

2 心得書第17条の規定にかかわらず、再度入札は行わないこととする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、事前公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知をする工事について適用する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知をする工事及び工事関係委託について適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。